

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、東部大阪都市計画道路事業について、近畿地方整備局長の認可の告示（令和2年近畿地方整備局告示第54号）があつたので、次のとおり告示する。

この告示の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、同法第67条第1項の規定により、所定の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和2年4月3日

大阪府知事 吉村 洋文

1 施行者の名称

大阪府

2 事務所の所在地及び名称

八尾市荘内町二丁目1番36号中河内府民センタービル内

大阪府モノレール建設事務所

3 事業地の所在

（東部大阪都市計画道路事業9・7・223-1号 大阪モノレール専用道）

（東部大阪都市計画道路事業9・7・227-1号 大阪モノレール専用道）

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

大阪市鶴見区焼野三丁目、茨田大宮二丁目及び安田二丁目、大東市諸福八丁目及び諸福七丁目、門真市新橋町、松生町、桑才新町、桑才町、ひえ島町、三ツ島二丁目及び三ツ島三丁目並びに東大阪市北鴻池町、西鴻池町一丁目、西鴻池町二丁目、中鴻池町一丁目、三島三丁目、本庄西三丁目、本庄西一丁目、荒本北三丁目、荒本北二丁目、荒本北一丁目、荒本西四丁目、荒本西三丁目、荒本西二丁目、荒本西一丁目、西岩田三丁目、瓜生堂三丁目及び若江西新町一丁目地内

国近整計管大都業第2-2号

大阪府

上記代表者 大阪府知事 殿

令和元年12月23日付け交都第1225号で申請のあった東部大阪都市計画道路事業の事業計画については、都市計画法第59条第2項の規定により認可します。

令和2年3月27日

国土交通省
近畿地方整備局長



一 施行者の名称 石川県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十六年北陸地方整備局告示第四十七号金沢都市計画道路事業三・五・五号小立野線
 三 事業施行期間 自平成二十六年三月二十八日至令和九年三月三十一日
 四 事業地
 取用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

○近畿地方整備局告示第五十二号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日
 近畿地方整備局長 井上 智夫

(一) 道路の種類 一般国道
 路線名 二十六号
 道路の区域

| | | |
|-----|-------|---------|
| 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
| 後別 | メートル | キロメートル |
| | 二七・〇〇 | 五三六・〇〇〇 |
| | 二七・〇〇 | 五三六・〇〇〇 |
| | 〇〇・〇〇 | 四〇〇 |

堺市堺区鉄砲町一番二五地先から同市堺区鉄砲町一番三五まで
 〇近畿地方整備局告示第五十三号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日
 近畿地方整備局長 井上 智夫

(一) 道路の種類 一般国道
 路線名 二十六号
 道路の区域

| | | |
|-----|-------|---------|
| 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
| 後別 | メートル | キロメートル |
| | 二七・〇〇 | 五三六・〇〇〇 |
| | 二七・〇〇 | 五三六・〇〇〇 |
| | 〇〇・〇〇 | 四〇〇 |

供用開始の期日 令和二年三月二十九日
 ○近畿地方整備局告示第五十四号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の取用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和二年三月二十七日
 近畿地方整備局長 井上 智夫

一 施行者の名称 大阪府
 二 都市計画事業の種類及び名称 東部大阪都市計画道路事業九・七・二百二十三―一号大阪モノレール専用道及び九・七・二百二十七―一号大阪モノレール専用道
 三 事業施行期間 自令和二年三月二十七日至令和十一年三月三十一日
 四 事業地
 取用の部分 なし
 使用の部分 大阪府門真市新橋町、松生町、桑才新町、桑才町、ひえ島町、三ツ島二丁目及び三ツ島三丁目地内並びに大阪市鶴見区焼野三丁目、茨田大宮二丁目及び安田二丁目地内並びに大東市諸福八丁目及び諸福七丁目地内並びに東大阪市北鴻池町、西鴻池町一丁目、西鴻池町二丁目、中鴻池町一丁目、三島三丁目、本庄西三丁目、本庄西一丁目、荒本北三丁目、荒本北二丁目、荒本北一丁目、荒本西四丁目、荒本西三丁目、荒本西二丁目、荒本西一丁目、西岩田三丁目、瓜生堂三丁目及び若江西新町一丁目地内

五 取用の手続が保留される事業地 大阪府東大阪市荒本北二丁目地内

○近畿地方整備局告示第五十五号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十七日
 近畿地方整備局長 井上 智夫

一 施行者の名称 大阪府
 二 都市計画事業の種類及び名称 東部大阪都市計画道路事業三・一・二百二十三―一号大阪中央環状線及び三・一・二百二十七―一号大阪中央環状線
 三 事業施行期間 自令和二年三月二十七日至令和十一年三月三十一日
 四 事業地
 取用の部分 大阪府門真市新橋町、松生町、栄町、殿島町、桑才新町、桑才町、ひえ島町、三ツ島二丁目及び三ツ島三丁目地内並びに守口市東郷通一丁目、東郷通二丁目及び東郷通三丁目地内並びに大阪市鶴見区焼野二丁目、焼野三丁目、茨田大宮一丁目、茨田大宮二丁目、安田二丁目及び安田四丁目地内並びに大東市諸福八丁目及び諸福七丁目地内並びに東大阪市北鴻池町、西鴻池町一丁目、西鴻池町二丁目、西鴻池町三丁目、西鴻池町四丁目、中鴻池町一丁目、三島三丁目、稲田三島町、稲田新町三丁目、本庄西三丁目、本庄西一丁目、荒本北三丁目、七軒家、長田東五丁目、新家東町、新家三丁目、荒本西四丁目、荒本西三丁目、荒本西二丁目、荒本西一丁目、西岩田四丁目、西岩田三丁目、西岩田二丁目、瓜生堂一丁目、瓜生堂三丁目及び若江西新町一丁目地内

使用の部分 なし
 ○近畿地方整備局告示第五十六号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日
 近畿地方整備局長 井上 智夫

(一) 道路の種類 一般国道
 路線名 百六十五号
 道路の区域

| | | |
|-----|-------|--------|
| 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
| 後別 | メートル | キロメートル |
| | 一六・六一 | 一八・九三 |
| | 一六・六一 | 一八・九三 |
| | 〇〇・〇〇 | 四九九 |

大和高田市大字築山一―二―番二―一から同市大字築山一―二―番七―七地先まで
 (四) 図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所
 ○近畿地方整備局告示第五十七号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日
 近畿地方整備局長 井上 智夫

百六十五号 大和高田市大字築山一―二―番二―一から同市大字築山一―二―番七―七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ） 良国道事務所
 供用開始の期日 令和二年三月二十七日
 ○近畿地方整備局告示第五十八号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日
 近畿地方整備局長 井上 智夫

百六十五号 大和高田市大字築山一―二―番二―一から同市大字築山一―二―番七―七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ） 良国道事務所
 供用開始の期日 令和二年三月二十七日

一 施行者の名称 大阪府
 二 都市計画事業の種類及び名称 東部大阪都市計画道路事業九・七・二百二十三―一号大阪モノレール専用道
 三 事業施行期間 自令和二年三月二十七日至令和十一年三月三十一日
 四 事業地
 取用の部分 なし
 使用の部分 大阪府門真市新橋町、松生町、桑才新町、桑才町、ひえ島町、三ツ島二丁目及び三ツ島三丁目地内並びに大阪市鶴見区焼野三丁目、茨田大宮二丁目及び安田二丁目地内並びに大東市諸福八丁目及び諸福七丁目地内並びに東大阪市北鴻池町、西鴻池町一丁目、西鴻池町二丁目、中鴻池町一丁目、三島三丁目、本庄西三丁目、本庄西一丁目、荒本北三丁目、荒本北二丁目、荒本北一丁目、荒本西四丁目、荒本西三丁目、荒本西二丁目、荒本西一丁目、西岩田三丁目、瓜生堂三丁目及び若江西新町一丁目地内

五 取用の手続が保留される事業地 大阪府東大阪市荒本北二丁目地内

近畿地方整備局長 井上 智夫

近畿地方整備局長 井上 智夫

近畿地方整備局長 井上 智夫

都市計画事業認可申請書

交都第1225号
令和元年12月23日

近畿地方整備局長 井上 智夫 様

住 所 大阪府中央区大手前2丁目1番22号

名 称 大 阪 府

上記代表者 大阪府知事 吉村 洋文



都市計画法第59条第2項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 施行者の名称

大阪府

2. 都市計画事業の種類及び名称

東部大阪都市計画道路事業

9・7・223-1号 大阪モノレール専用道

東部大阪都市計画道路事業

9・7・227-1号 大阪モノレール専用道

3. 事業計画

イ 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

門真市

新橋町、松生町、桑才新町、桑才町、ひえ島町、

三ツ島二丁目及び三ツ島三丁目地内

大阪市

鶴見区焼野三丁目、茨田大宮二丁目及び安田二丁目地内

大東市

諸福八丁目及び諸福七丁目地内

東大阪市

北鴻池町、西鴻池町一丁目、西鴻池町二丁目、中鴻池町一丁目、

三島三丁目、本庄西三丁目、本庄西一丁目、荒本北三丁目、荒本北二丁目、荒本

北一丁目、荒本西四丁目、荒本西三丁目、荒本西二丁目、荒本西一丁目、西岩田

三丁目、瓜生堂三丁目及び若江西新町一丁目地内

ロ 設計の概要

9・7・223-1号 大阪モノレール専用道

起点 大阪府門真市新橋町地内

終点 大阪府大阪市鶴見区安田二丁目地内

延長 3,760m

幅員 7.57m～18.75m

9・7・227-1号 大阪モノレール専用道

起点 大阪府東大阪市北鴻池町地内

終点 大阪府東大阪市若江西新町一丁目地内

延長 5,036m

幅員 7.57m～45.50m

ハ 事業施行の期間

自 令和 年 月 日

至 令和 11年 3月 31日

事業認可申請理由書

「東部大阪都市計画都市高速鉄道大阪モノレール」は、大阪府池田市空港2丁目(大阪空港駅)を起点とし、門真市新橋町(門真市駅)を終点とする延長 21.2kmを現在営業しています。今回、終点である門真市駅から(仮)瓜生堂駅までの約 8.9km を延伸し(営業キロ=8.9km、建設キロ=8.8km)、現在の既存鉄道6路線に加え、新たに4路線と結節させることで、更なる交通利便性の向上と沿線地域の活性化を図ります。

モノレールが軌道を走行するために必要な空間をモノレール専用道として都市計画決定しており、その整備にあたっては、軌道の側方空間の確保のため、平面道路である大阪中央環状線等の整備と、高架道路となる本件「大阪モノレール専用道」の整備を行い、立体的、複合的に機能させます。「大阪モノレール専用道」で整備を行う支柱、軌道桁、駅舎等のインフラ施設は、道路の一部として改築することとなり、供用後は府道として管理するため、大阪府施行とするものです。

手続の保留の申立書

交都第1225号
令和元年12月23日

近畿地方整備局長 井上 智夫 様

住 所 大阪府中央区大手前2丁目1番22号

名 称 大 阪 府

上記代表者 大阪府知事 吉村 洋文



都市計画法第72条第1項の規定に基づき、下記により申し立てします。

記

1. 施行者の名称
大 阪 府
2. 都市計画事業の種類及び名称
東部大阪都市計画事業（東大阪市）
9・7・227-1 大阪モノレール専用道
3. 収用又は使用の手続きを保留する事業地
大阪府東大阪市荒本北二丁目地内